

令和8年3月16日に職員措置請求（住民監査請求）が提出、同年3月19日に補正申出がなされ、下記により陳述が行われます。

なお、この陳述の傍聴を希望される方は、以下に定める手続きにしたがって傍聴することができます。

浦安市監査委員 町田 清英
長野 延雄
小林 章宏

- ・日 時 令和8年4月8日（水）午前10時から
請求者の陳述：午前10時～（※受付 9：30～9：45）
注記：時間については前後する場合がありますので、あらかじめご了承ください
- ・場 所 市役所10階 監査委員会議室
- ・請求者の陳述の趣旨

【財務会計上の行為】

2025年9月の市議会定例会において議決成立した2025年度補正予算の「いちょう学級第3施設建設事業（1）設計委託料828万円余、（2）債務負担行為予算として設計業務委託費1,931万円余」、及び2026年3月13日の市議会で議決成立した2026年度（当初）予算の「いちょう学級第3施設整備計画（3）設計予算2,430万円余」において、「執行」が想定される、①入札の公告、②契約の締結、③公金の支出命令等。

【請求内容】

前記の予算措置（1）、（2）、（3）はそれぞれ「市長決裁」、「教育委員会の審議（建物規模を除く）」、「予算請求（概算設計）」、「庁議」の手続きを経ており、さらに「地元自治会及び住民への説明」などを行っているが、「建物規模」については、それぞれバラバラで、異なる数値を使い分けた文書・答弁は、刑法第156条（虚偽公

文書作成)に抵触する。虚偽公文書及び虚偽説明に基づく決裁、承認、同意等を経て提案された不適切な予算案で、既に議決済みであるが手続き的に不正がある。

「市長または教育長は、予算執行者に対し、いちょう学級第3施設的设计費用の①入札の公告、②契約の締結、③公金の支出命令、等の財務会計上の行為を停止するように命じること」を求める。

・傍聴者の定員 5人

・傍聴手続きなど

傍聴を希望する方は、午前9時30分～9時45分までに傍聴人受付簿に氏名および住所を記入してください。この時間帯以外の受付は原則として認めません。

受付時間内に受付を済ませた方が定員を超えた場合は、抽選とさせていただきます。

なお、受付が終了した時点で、定員に満たない場合は、陳述開始の時間まで受付を認めます。この場合、先着順とします。定員になり次第、受付を終了します。

また、陳述が始まってからの入室はできませんので、あらかじめご了承ください。

傍聴人は、遵守事項など監査委員の指示に従ってください。

・問い合わせ

監査委員事務局 電話：047-712-6683

陳述人、立会い者、傍聴人の遵守事項

入室者は静粛を旨とし、監査委員の指示に従うとともに、次の事項を遵守してください。

- (1) 陳述人等を畏怖させ又は威嚇するような行為をしてはならない。
- (2) 陳述に対して、野次又は拍手その他の方法により、賛否その他の意見の表明をしてはならない。
- (3) 談笑又は放歌その他陳述会場内の秩序を乱す行為をしてはならない。
- (4) 所定の場所以外に立ち入ってはならない。
- (5) 飲食又は喫煙をしてはならない。
- (6) テープレコーダー等の録音機器又はカメラ、ビデオ等の撮影機器を使用してはならない。
- (7) 携帯電話、パソコン等の情報機器を使用してはならない。(電源を切ること。)
- (8) 監査委員、監査委員事務局職員、陳述人、立会い者又は傍聴人と意見交換等をしてはならない。
- (9) その他監査委員が円滑な陳述の実施に必要と認めた事項。